

## 岡山市市民協働推進事業審査要領

## 第 1 条 （審査委員）

岡山市市民協働推進事業（以下「推進事業」という。）は、岡山市協働推進委員会（以下「委員会」という。）において審査を行い、採点し、推進事業補助対象事業への推薦順位を決定する。なお、補助対象事業の決定は岡山市長が行う。

- 2 委員会委員（以下「委員」という。）のうち、事業提案団体に所属する者は、当該団体が提案する事業についての採点を行わないこととする。ただし、審査協議において、委員長が必要と認めた場合は意見を述べることができる。

## 第 2 条 （審査の方法）

前条の審査は第 3 項に規定する書類による審査及び委員会における提案団体及び提案事業を協働で実施する岡山市の部署（以下「協働部署」という。）によるプレゼンテーション、委員による提案団体及び協働部署へのヒアリングをもって行う。

- 2 「NPO 提案型」、「行政提案型」とも一括して審査を行う。
- 3 審査の対象となる書類は申請のため提出された「岡山市市民協働推進事業提案書」及び添付資料とする。ただし、事務局が事業内容・団体概要に関わらないと判断した資料は省くことができる。
- 4 委員は審査のために資料の提出を求めることができ、委員会の了承を経て、それを審査の対象とすることができる。
- 5 審査は別紙岡山市市民協働推進事業審査票（以下「審査票」という。）にもとづく採点により行う。
- 6 審査の項目及び配点は次のとおりとする。
  - (1) 必要性（25 点満点）
  - (2) 内容（30 点満点）
  - (3) 効果（30 点満点）
  - (4) 実施体制（15 点満点）
- 7 前項の各審査項目の審査の視点は審査票記載のとおりとする。
- 8 委員は、第 1 項の結果及び第 3 項の書類審査を行う。

## 第 3 条 （審査会）

プレゼンテーションには、提案団体及び協働部署からそれぞれ 1 名以上参加することとする。提案団体からの参加がなかった場合、提案を取り下げたものとみなす。協働部署の参加は、文書による所見提出に替えることができるものとする。

- 2 プレゼンテーション、文書による協働部署の所見提出及びヒアリングを次のとおり行う。
  - (1) 提案団体及び協働部署による提案事業についてのプレゼンテーション 15 分以内
  - (2) 委員からの提案団体及び協働部署へのヒアリング 5 分以内
  - (3) 前項の文書による協働部署の所見は、事務局が印刷して配布する。

## 第 4 条 （推薦順位の決定）

各提案事業について、委員の第2条第8項の採点を合計し、採点者数で除して、平均得点を算出する。

- 2 前項の平均得点の高い事業の順を委員会の推薦順として市に提出する。ただし、同点、同順位となった事業については、委員の投票により順位を決定する。
- 3 委員の採点のうち、著しく高いもしくは低い採点を行った者については、委員長がヒアリングを行うことができる。
- 4 委員の意見をとりまとめ、事業の見直しを求めることを条件に推薦をすることができる。なお、条件付きで推薦となった場合、次回委員会において見直し結果を報告し、委員会の承認を求めることとする。
- 5 予算の範囲内であっても、審査点数の平均得点が60点を下回る提案については、推薦しない。
- 6 委員は、すべての事業について、個別意見を述べることができる。
- 7 委員長は、基準点を提案することができる。
- 8 委員長は、委員の個別意見をとりまとめ、講評を付して岡山市に提出することができる。

#### 第5条 (委任)

その他必要なことは委員会で協議して決定する。